

くらし・なんでも相談

シリーズ
No.10

「ヤミ金融」



もしあなたなりどうします?違法なヤミ金融があなたの身近な所にまで手を伸ばして来ています。今朝も、平日相談として相談アドバイザーが対処した事例を紹介します

明るく健康的なテレビコマーシャルで健全・安心とインプットされてしまったサラ金からの安易な借入れ。少しくらい大丈夫の繰返しの結果の自己破産、気がつくと縁がないと思っていたヤミ金融業者からの甘い融資の誘惑が…。ヤミ金融の手口とその対処方法を考えます。

【事例①】

車の買い替えで60万円のローンを組みたが、そこなら貸してくれるだろうか。

以前、自宅に「簡単、融資します!」という内容のダイレクトメール(DM)が来たが、そこなら貸してくれるだろうか。

サラ金やクレジット・キャッシング等の履歴・信用情報開示の申請・申込・問合せ先

●サラ金の履歴は「JJC(ジック) / (株)日本情報センター」へ。TEL 0120-441-481

●銀行系クレジット・信販・流通系キャッシング・ショッピングなどの履歴は「(株)CIC / 開示相談コーナー」へ。TEL 0120-810-414、又は「首都圏開示相談室」TEL 03-5332-68921へ。

●銀行ローンや銀行系クレジットの履歴は「全国銀行個人信用情報センター」へ。TEL 0120-540-558、携帯は03-

確な状況は一目瞭然。

「信用情報開示申込書」は、本人が申請し、窓口に行けば(当口)郵送の場合は約2週間後に「本人限定受取郵便(特例型)」で受取れる。なお、法定代理人人や、弁護士など任意代理人も申請は可能(任意代理人の場合、書面の受領は本人限定受取)。

と電話が来た。長男は3年前、サラ金の債務がもとで自己破産している。今は立ち直つて夫婦と子供の四人家族で地道に暮らしているはずなのに、また借りたのかと愕然として直ぐに長男に電話した。「金利もちゃんと払ったのだから借金はもうない。二度と借りないから心配しないで」と言わされたが、本当に借りていないのだろうか。

長男の話では、突然、携帯に「2万円貸します」とメールが来て、2万円なら返せると思いちよつと借りて期日迄に返せたら、今度は倍の「4万円貸します」とメールが来た。4万円を借りてまた返したら、更に「手数料4万円払え」と言われ、冗談じやないと拒否したという。自己破産したためもうサラ金から借りられないことを知つていて押し付け貸しするヤミ金融だとう。また電話が来たらどうしたらよいか、恐ろしい。

ヤミ金融は法律で禁止されている犯罪行為。違法な行為により貸出したものに対して、返還を請求する権利はない。本来は借りた分も返済の必要はない。既に支払ったものがあれば返還請求も出来るが、0.9%ヤミ金融業者は所在不明で請求は難しい。脅しは、専門の弁護士などに依頼することも無くなる。またサラ金から借りたことが原因で心配なら、長男に「信用情報開示請求」をするよう勧め、履歴を取寄せで確認できる。

ヤミ金融救済センターと弁護士を紹介。

借金の整理がつくと肩の荷がおりた気がしてほっとし、これでひと安心と思いがちですが、実はその後のケアが一番大切なことです。家族の温かい見守りが必要です。家計簿を付け、定期的に一緒に家計チェックをし、健全な生活習慣が身に付くまで根気よく、注意深く、温かく、見守つてあげましょう。

サラ金やヤミ金融からの誘惑に打ち勝つためには、身近な人の協力が不可欠です。

そして、困ったときは、くらし・なんでも相談ほつとダイヤルをご利用下さい。

ワンポイント

「信用情報開示請求」

何処からどの位借りているか、何時、幾ら借りて、幾ら返して、金利はどの位払つたかなどの「借入履歴」を含む「個人信用情報」を取れば、その人の置かれている正

【事例②】

多重債務者救済のためにも、まず正確な状況把握が求められる。ここで借金の90%以上は補足可能と思われる。

突然「息子(長男)に貸した金を返せ」

●民法708条(不法原因給付・不法の原因のため給付をなしたる者は、その給付したるもの返還を請求することを得す)。とおり、「ヤミ金融業者との契約は契約そのものが成立せず、元金(借りた金)を含め一切払う必要は無い。また、ヤミ金融業者には請求する権利は無い。」となつてはいる。

平成15年「ヤミ金対策法」の施行で罰則が強化され、出資法第5条(高金利の罰則)第2項及び第3項や第8条(その他の罰則)により、「貸金業者が、上限金利の29.2%を超える支払を要求するだけで、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科も可)」(法人の場合は3,000万円以下の罰金)。更に超高利の年10.9・5%を超える場合は、10年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金(併科も可)」(法人の場合は1億円以下の罰金)」が処される。ヤミ金に限らず、本人以外の家族などに返済の請求をすることは、それ自体が違法行為。むやみに恐れず、警察に電話し被害届を出すなど毅然と対処すること大事です。

TEL 0120-39-6029

●民法90条(公序良俗違反)公の秩序は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする。

●民法90条(公序良俗違反)公の秩序は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする。

特に、電話番号以外連絡先や所在が掴めない「090金融」は、貸出金額が1~5万円と少額なため、決して安易に口座番号や家族情報など教えないこと。大切な個人情報の流失で思わぬ災難に遭う

ことになる。

が、決して安易に口座番号や家族情報など教えないこと。大切な個人情報の流失で思わぬ災難に遭う